

1. 知的財産マネジメントに係る基本方針

日本版バイ・ドール制度の目的（知的財産権の受託者帰属を通じて研究開発活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用すること）及び本プロジェクトの目的を達成するため、本プロジェクトにおいては、以下の知的財産マネジメントを実施することを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者（研究開発の直接の受託者のほか、当該受託者からの研究開発の一部の再委託先及び共同研究先を含む。以下同じ。）間の合意により必要に応じて定めるものとする。

プロジェクト参加者は、本方針に従い、原則としてプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、プロジェクト参加者間で知的財産の取扱いについて合意するものとする⁹。

なお、プロジェクト参加者間での知的財産の取扱いについての合意書（以下「知財合意書」という。）の作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」¹⁰を参考にする。

1. 本指針で用いる用語の定義

（1）発明等

「発明等」とは、発明、考案、意匠の創作、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置の創作、種苗法第2条第2項に規定する品種の育成、著作物の創作及び技術情報のうち秘匿することが可能なものであってかつ財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）の案出をいう。

（2）発明者等

「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。

（3）知的財産権

「知的財産権」とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成10年法律第83号）第3条に規定する品種登録を受ける地位及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定す

⁹ プロジェクト参加者が1者のみである場合は、知財合意書の提出は不要。

¹⁰

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/IpManagementGuideline.html

る全ての権利を含む)、外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位並びにノウハウを使用する権利をいう。

(4) フォアグラウンド I P

「フォアグラウンド I P」とは、プロジェクト参加者が、本プロジェクトの実施により得た知的財産権をいう。

2. 委託契約書において定める事項

(1) 日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法第 17 条）の適用

国は、フォアグラウンド I P について、研究開発の受託者が産業技術力強化法第 17 条第 1 項各号に定める以下の事項を遵守することを条件として、受託者から譲り受けないものとする。ただし、研究開発の受託者に国外企業等（国外の企業、国外の大学又は国外の研究機関をいう。以下同じ。）が含まれる場合には、当該受託者が以下の事項を遵守することを条件として、フォアグラウンド I P について受託者と国との共有とすることができるものとし、当該国外企業等と国との持分の合計のうち 50% 以上の持分は国に帰属するものとする。

- ・研究成果が得られた場合には遅滞なく国に報告すること
- ・国が公共の利益のために必要があるとして求めた場合に、フォアグラウンド I P を無償で国に実施許諾すること
- ・フォアグラウンド I P を相当期間利用していない場合に、国の要請に基づいて第三者に当該フォアグラウンド I P を実施許諾すること
- ・フォアグラウンド I P の移転等をするときは、合併等による移転の場合を除き、あらかじめ国の承認を受けること

(2) その他の事項

①受託者又はフォアグラウンド I P の移転を受けた者（以下「受託者等」という。）が合併又は買収された場合は、速やかに国に報告するものとし、国は、当該受託者等が保有するフォアグラウンド I P について、当該合併等の後においても事業活動において効率的に活用されるか等の観点で検討を行い、必要に応じて当該合併等の後におけるフォアグラウンド I P の保有者以外の第三者による実施を確保する。

②受託者等が、その親会社又は子会社（これらの会社が国外企業等である場合に限る。）へフォアグラウンド I P を移転等しようとする場合は、国に事前連絡の上、必要に応じて契約者間の調整を行うものとする。

③プロジェクト参加者が国外企業等の場合は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 国と国外企業等のみが共有するフォアグラウンド I P について、第三者に対して実施許諾することができるものとし、国外企業等はこれに同意するものとする

(イ) 国が国外企業等と共有するフォアグラウンド I P に係る出願費用等は、国外企業等が負担すること

④ 受託者は、プロジェクトとしての研究開発成果の権利化／秘匿化／公表等の取扱い方針を作成した後に、当該方針を国に報告するものとする。

また、受託者は、各研究開発成果につき、上記取扱い方針に基づき判断した結果（各研究開発成果の権利化／秘匿化／公表等の取扱い及びその判断理由）を速やかに国に報告する。

3. プロジェクト参加者間の知財合意書で定める事項

(1) 知的財産マネジメントの実施体制の整備

本方針に従い知的財産マネジメントを適切に実施するため、知財運営委員会を設置する。

知財運営委員会は、研究開発の成果についての権利化、秘匿化、公表等の方針決定、実施許諾に関する調整等を行う。

知財運営委員会は、プロジェクトリーダー、個別のテーマリーダー、プロジェクト参加者の代表者、知的財産の専門家等から構成する。

知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する事項を定めるため、知財運営委員会運営規則を作成する。また、前記方針決定のための、プロジェクトとしての研究開発成果の権利化／秘匿化／公表等の取扱い方針を作成する。

(2) 秘密保持

プロジェクト参加者は、プロジェクト参加者が保有する技術情報を他のプロジェクト参加者に開示する場合における秘密保持のため、必要な手続や対象範囲等をプロジェクト参加者間であらかじめ合意するものとする。

(3) 本プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認

本プロジェクトの成果については、知財運営委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。

(4) 発明等の成果の届出及び権利化等方針の決定手続

本プロジェクトの実施により発明等をなした場合には、直ちに知財運営委員会に対し、当該発明等の成果の内容を届け出るものとする。

知財運営委員会は、届出を受けた発明等の成果について、出願による権利化、秘匿化、論文等による公表の可否を審議し、その取扱いを決定するものとする。

なお、知財運営委員会が研究開発の成果を秘匿すると判断した場合においても、国が研究開発の成果の内容を把握するため、秘匿化の是非についての国との協議等が必要である。出願により権利化する場合にあっては出願対象国、秘匿する場合にあっては秘匿期間等についても審議し、決定するものとする。

（５）研究開発の成果の権利化等の方針

研究開発の成果を出願により権利化する場合においては、海外においても市場展開が見込まれるのであれば、市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断される日本以外の国においても権利化することを原則とする。

また、出願による権利化の件数を重視するのではなく、権利化しない選択も考慮するとともに、成果の内容に応じて、秘匿化の要否、論文等による公表の要否を検討する。

（６）フォアグラウンドＩＰの帰属

フォアグラウンドＩＰは、発明者等が属するプロジェクト参加者の職務発明規程等に基づき当該参加者に承継させるものとする。

研究開発の成果を得たプロジェクト参加者以外の者に保有させることで、研究開発の成果の有効な活用が見込まれる場合、発明者等が属する機関にフォアグラウンドＩＰを保有させても研究開発成果の有効な活用が見込まれない場合、発明者等が属する機関が再委託先であり当該再委託先にフォアグラウンドＩＰを保有させるとフォアグラウンドＩＰが分散しかつ事業化に支障が生じると考えられる場合、プロジェクト参加者がＣＩＰ（Collaborative Innovation Partnership:技術研究組合）を設立し当該組合が将来組織変更して事業会社となることを想定している場合等には、将来の事業化を見据えて適切な者がフォアグラウンドＩＰを保有するよう、必要な範囲で、発明者等の属する機関以外の者にフォアグラウンドＩＰの一部又は全部を譲渡することをあらかじめプロジェクト参加者間の合意により定める。

（７）共有するフォアグラウンドＩＰの実施

プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドＩＰについて、自由かつ無償にて実施できるものとするを原則とする。

ただし、プロジェクト参加者間であらかじめ合意が得られていれば、他の取扱いとすることを妨げない。

（８）知的財産権の権利不行使と実施許諾

①本プロジェクト期間中の権利不行使と実施許諾

プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権（フォアグラウンドＩＰだけでなく、プロジェクト参加者が本プロジェクトの開始前から保有していた知的財産権及び本プロジェクトの開始後に本プロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権を含む。後記②にお

いても同じ。)について、本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。

ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。

②本プロジェクトの成果の事業化のための実施許諾

プロジェクト参加者が本プロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、他のプロジェクト参加者は、保有する知的財産権について実施許諾することを原則とする。

ただし、知的財産権を実施許諾することにより、当該知的財産権の保有者たる国内企業等の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、実施許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

③プロジェクト参加者以外の者への実施許諾との関係

プロジェクト参加者が、保有するフォアグラウンドIPについて、他のプロジェクト参加者に実施許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

(9) フォアグラウンドIPの移転先への義務の承継

プロジェクト参加者は、フォアグラウンドIPの移転を行うときは、プロジェクト参加者間の知財合意書によりフォアグラウンドIPについて課されている実施許諾等に関する義務を移転先に承継させるものとする。

(10) プロジェクトの体制の変更への対応

プロジェクト参加者は、本プロジェクトから脱退した場合においても、プロジェクト参加者間の知財合意書により自己に課された義務を引き続き負うものとする。

また、プロジェクト参加者の体制が変更し、参加者が追加された場合には、原則として当該参加者に対しても当初のプロジェクト参加者と同様の権利・義務を課すものとする。

(11) 合意の内容の有効期間

プロジェクトの成果の事業化に支障が生じないようにするため、プロジェクト期間終了後も含め、必要な範囲で合意の内容についての有効期間を定めるものとする。

(12) 合意の内容の見直し

プロジェクト参加者間で合意した内容は、当該合意後の事情の変更等に応じて見直すことができるものとする。

2. データマネジメントに係る基本方針

本プロジェクトの目的の達成及び本プロジェクトで取得または収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、本プロジェクトにおいては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

採択後は特段の事情がない限りプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、プロジェクト参加者は研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。

なお、データマネジメント企画書、プロジェクト参加者でのデータの取扱いについての合意書（以下「データ合意書」という。）及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊） 委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」¹¹（平成29年12月）を参考にする。

1. 本方針で用いる用語の定義

（1）研究開発データ

「研究開発データ」とは、研究開発で取得または収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

（2）自主管理データ

「自主管理データ」とは、委託者指定データ以外の研究開発データであって、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

（3）非管理データ

「非管理データ」とは、委託者指定データまたは自主管理データ以外の特に管理を要しない研究開発データをいう。

（4）委託者指定データ

「委託者指定データ」とは、国が管理するべき研究開発データであり、国に提供される研究開発データとして指定された研究開発データをいう。

¹¹ https://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/datamanagement.html

2. 本研究開発における研究開発データの基本的事項

(1) 自主管理データ

自主管理データについては、一義的には取得または収集したプロジェクト参加者が管理方針を決定すべきものであるが、種々の目的や用途のためにプロジェクト参加者自らによる利活用または他者に対する提供等を促進するよう努める。

(2) 委託者指定データの内容

研究開発データの範囲：例) ○○実証において撮像したデータ及び関連データ

備考：例) (本研究開発の目的と委託者指定データとの関係など) 本プロジェクトの目的の一つとして、○○実証において撮像したデータ及び関連データを取得して基盤データベースを構築することが挙げられている。当該研究開発データについては国が取得を委託するものであるから、国に提供されるものとする。

(3) 委託者指定データの想定利活用用途

例) ○○探査や○○分析に関する研究開発に利活用可能と考えられる。

(4) 委託者指定データの保存・提供方針

例1) プロジェクト終了後○年間、国が保存し、その後公開する予定である。

例2) 当該研究開発データについては、プロジェクト終了後速やかに、独立行政法人○○に保存・公開を委託予定である。

3. 国と受託者とが約する事項

(1) データカタログに掲載する索引情報の報告

委託者指定データ（指定された場合のみ）、自主管理データのうちプロジェクト参加者以外の者に提供しようとするものについては、その索引情報（以下「メタデータ」という。）を国に報告し、これを国が作成したデータカタログに掲載することを講じるものとする。

(2) 委託者指定データの提供について

受託者は、委託者指定データを、プロジェクト終了時に、2. (2) - (4) の記載に従い、指定された者に提供しなければならない。

(3) 委託者指定データに係る権利の帰属等について

委託者指定データについては国が自由に利活用できるよう、国は、委託者指定データについて一切の権利を、受託者から譲り受けるものとする。また、委託者指定データについて、ノウハウの指定はしないものとする。

また、当該委託者指定データが創作性を有するデータベースである場合、受託者は、国及

び第三者による実施について、当該データベースに係る著作権人格権は行使しないことを遵守する。

なお、委託者指定データその利活用を促進するため、国は、委託者指定データを受託者が自ら利活用することを妨げないものとする。

（４）秘密保持について

受託者は、受託者が知り得た委託者指定データの内容を秘密として保持し、国の承諾を得ない限り、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。ただし、受託者が、当該委託者指定データが次のいずれかに該当することを立証できる場合についてはこの限りでない。

- 一 知り得た際、既に公知となっていたもの
- 二 知り得た際、既に自己が正当に保有していたもの
- 三 知り得た後、自己の責によらずに公知となったもの
- 四 知り得た後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの

また、受託者は、自己に属する従業者等が、従業者等でなくなった後も含め、上述の秘密保持に関する義務と同様の義務を、当該従業者等に遵守させなければならない。

４．プロジェクト参加者間のデータ合意書で定める事項

（１）データマネジメントの実施体制の整備

本方針に従い、研究開発データのマネジメントを適切に行うため、知財運営委員会にデータマネジメント機能を付与する。

知財運営委員会は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、データ提供及び秘匿化の方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。

（２）本プロジェクトの研究開発データの第三者への開示の事前承認

本プロジェクトの実施によって取得または収集された研究開発データのうち自主管理データについては、知財運営委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、知財運営委員会の承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。

（３）データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾

プロジェクト参加者は、データマネジメントプランを作成して委託者および知財運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正して委託者および知財運営委員会に提出する。

研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

(4) 本プロジェクト期間中または本プロジェクトの成果の事業化ための利用許諾

プロジェクト参加者は、本プロジェクト期間中における本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者による研究開発活動に対して、または、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償または合理的な利用料無償で利用許諾することを原則とする。(自主管理データにおいて、プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。)

ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特にプロジェクト参加者が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データ）については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

4の2. プロジェクト申請者がデータマネジメント企画書で提案する事項

委託者指定データについて、少なくとも以下の点を提案すること。

- (1) データの名称
- (2) データの説明
- (3) データ管理機関
- (4) データ管理機関コード
- (5) 分類（委託者指定データと記載）
- (6) メタデータのアクセス権
- (7) データのアクセス権
- (8) 秘匿理由
- (9) メタデータ掲載予定日
- (10) データの取得方法又は収集方法
- (11) データの分野
- (12) データ種別
- (13) 概略データ量
- (14) データの利活用・提供方針

- (15) 円滑な提供に向けた取組み
- (16) 公開予定日
- (17) リポジトリ情報
- (18) リポジトリ URL・DOI リンク
- (19) データ作成者（日本語欄）
- (20) データ作成者（英語欄）
- (21) データ作成者の e-Rad 研究者番号
- (22) データ管理者（日本語欄）
- (23) データ管理者（英語欄）
- (24) データ管理者の e-Rad 研究者番号
- (25) データ管理者の連絡先
- (26) 加工方針
- (27) 備考

なお、2. (2) — (4) について申請時により適切な指定の方法があれば、データマネジメント企画書にて国に提案することができる。提案が国に認められた場合、データマネジメントプランにその内容を反映すること。

5. プロジェクト参加者がデータマネジメントプランに記載する事項

以下の事項につき、本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者とよく協議を行った上で記載すること。特に5. (15) に関しては、研究開発データの円滑な提供に向けた取り組みとして、当該研究開発データと、プロジェクトで他のプロジェクト参加者が開発したソフトウェアや他のプロジェクト参加者が取得または収集した研究開発データと併せて利用許諾される可能性があれば記載すること。

- (1) データの名称
- (2) データの説明
- (3) データ管理機関
- (4) データ管理機関コード
- (5) 分類（自主管理データと記載）
- (6) メタデータのアクセス権
- (7) データのアクセス権
- (8) （秘匿する場合）秘匿理由
- (9) メタデータ掲載予定日
- (10) データの取得方法又は取得方法
- (11) データの分野
- (12) データ種別
- (13) 概略データ量

- (1 4) データの利活用・提供方針
- (1 5) 円滑な提供に向けた取り組み
- (1 6) 公開予定日
- (1 7) リポジトリ情報
- (1 8) リポジトリ URL・DOI リンク
- (1 9) データ作成者（日本語欄）
- (2 0) データ作成者（英語欄）
- (2 1) データ作成者の e-Rad 研究者番号
- (2 2) データ管理者（日本語欄）
- (2 3) データ管理者（英語欄）
- (2 4) データ管理者の e-Rad 研究者番号
- (2 5) データ管理者の連絡先
- (2 6) 加工方針
- (2 7) 備考